

ベストインシュアランス

障害者対応に関するルール

障害者に対する保険募集においては、一般の健常者に対する募集行為と同等に行うのではなく適切かつ十分に説明を行なう必要があるため「障害者対応に関するルール」を定めます。障害者に対する保険募集に関しては、当ルールを遵守して適切に募集を行います。

1. 障害者の定義

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能障害がある方であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を障害者とする。

2. 障害者への対応

障害者への対応については「障害者差別解消法」および「損保協会における障害者への対応に係る基本方針」に基づき不当な差別的取扱いしないこと、および合理的配慮に努めることとする。

3. 障害者に対する募集行為は、原則全件対面とし電話継続は禁止とする。

※ただし契約者側からの電話継続を強く希望の場合に限り可とする。その場合、契約締結までに日数（1週間程度）をあけて最低2回以上の連絡にて契約内容の確認を行い「障害者対応記録票」に記載すると共に「障害者対応記録票」を拠点責任者へ報告する。

4. 募集行為に当たっては、必ず①もしくは②を行う。

- ①親族等（法定後見制度における成年後見人・保佐人・補助人を含む）の同席を求める。
- ②親族等の同席が出来なかった場合には、契約者へ証券が到着する頃を見計らい、保険募集をおこなった者以外の社員（使用人登録届出済者）が、ご契約者に対して契約御礼の電話を実施し、その際に保険証券記載内容に、契約者の意向と相違がないかどうかの確認を行う事とする。

※親族等の同席が出来た場合には、同席親族の氏名・生年月日・ご契約者との続柄・連絡先を「個人情報等の取扱いに関する同意書」に記入をしていただく。

以上

文書番号	R-0022
発行者	統括業務管理責任者
制定日	2018年6月1日
改定日	